

三重県屋外広告物条例の規定による道路の禁止区間及び禁止区域の見直し素案概要

三重県県土整備部都市政策課

1. 広告物を表示してはならない禁止区間・禁止区域の追加

三重県では、鈴鹿市徳田町地内等において、主要地方道鈴鹿環状線（礪山バイパス、約 1.8 km）の整備を進めており、令和 8 年 3 月の開通を目指しています。

この道路は、鈴鹿市の市街地から郊外を通過し、国道 23 号へ接続する道路です。現道は幅が狭く、住宅が密集しているため、バイパスを整備することで、自動車が安全かつ円滑に通行できるよう、バイパスの整備を進めています。

これまで、主要地方道鈴鹿環状線のうち五祝町の指定地点から礪山 4 丁目の指定地点までの約 1.6 km については、その両側 100m を三重県屋外広告物条例第 3 条第 1 項第 5 号の屋外広告物禁止地域に指定し、良好な景観を保つため、広告物の設置を制限してきました。

今回、新たに開通予定の礪山バイパスについても、同様に**禁止区間とし、その両側 100m を禁止区域に指定します。**



今回整備を行っている礪山バイパス (L=1.8 km) とその両側 100m を、開通と同時に、原則として広告物を表示してはならない禁止区間・禁止区域に指定します。

2. その他

経過措置として、現在、主要地方道鈴鹿環状線礪山バイパスの両側 100m に適法に表示されている広告物は、開通の日から 3 年間、引き続き表示することができます。

3. (参考) 屋外広告物とは？

屋外広告物とは？

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

② 屋外で表示されるもの

③ 公衆に表示されるもの

④ 看板、立看板、貼り紙、貼り札、
広告塔、広告板、建物その他
の工作物等に掲出されるもの等

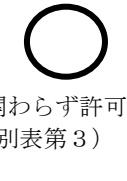
4つの条件を
満たすもの

屋外広告物の例



・商業的なものに限らない。
・街頭で配布されるチラシ、街頭放送、人が持った立看板、建物内部に貼られたポスター等は、屋外広告物ではない。
・樹木で作られたものも屋外広告物ではない。

4. 屋外広告物設置禁止区間（禁止区域）に指定された場合の適用関係

下表のとおり、自家用広告物、管理広告、道標、案内図板等は設置出来ます。	禁止地域（区域）	許可地域
自家用広告物 （ 自己の氏名、名称、店名等を表示するため、自己の住所や営業所等に表示する広告物又は掲出物件 ）	 10 m ² 以下・・・許可不要 10 m ² 超・・・許可制 （規則別表第2）	 10 m ² 以下・・・許可不要 10 m ² 超・・・許可制 （規則別表第3）
管理広告 （ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件 ）	 3 m ² 以下・・・許可不要 3～7 m ² ・・・許可制 （規則別表第4）	 3 m ² 以下・・・許可不要 3 m ² 超・・・許可制
（参考）一般広告物 （ 上記及び公共広告物以外の広告物又は掲出物件 ）	 道標（地は緑色、文字等は白色）・案内図板等は可 （規則別表第4）	 面積に関わらず許可制 （規則別表第3）

「規則」＝三重県屋外広告物条例施行規則、○＝設置可、△＝上限あり、×＝設置不可

自家用広告物の例

営業しているお店の前にある当該店の看板



道標の例

右折すればクリニックがあることを示す看板

